

東 晋次著

『後漢時代の政治と社会』

小川 由 記

著者は長年にわたって後漢時代の政治史を研究され、幾多の論考を発表されてきた。誠に喜ばしいことに、本書の上梓によってそれらの業績が一望出来るようになった。その上三九頁にわたる序章は、従来の後漢政治史・社会史の研究状況を丹念に整理されており、諸研究の成果と今後の課題を認識し得る大変有益なものとなっている。まずこの序章で、従来の研究状況を踏まえて著者が打ち出した本書の課題をみてみよう。

川勝義雄・谷川道雄氏らが古代から中世への展開を「共同体の自己発展」で捉えて以来、漢代史においても「共同体」の問題が盛んに取り上げられてきた。ここにいう共同体とは、民衆の日常生活の基盤をなす地域集団であり、川勝氏らによると、共同体は階級関係を生み出し、それを支え、否定し、超克することができ、歴史の主体的要因となるものだといふ。この共同体論の立場から後漢時代は、前漢時代に優勢な父老中心の里共同体が変質し、豪族を中核とする新しい質をもった共同体が出現した時代と位置付けられてきた。^②しかし、豪族支配と父老的秩序の関係といった

構造的変遷の具体像、また、共同体・社会と国家の相互関連の仕方やその時代的変遷は未だ明確にされていない。かかる課題を追求するには、地方社会が国家の統治支配によっていかに変容し、逆に変容した地方社会がいかに国家を変質させていくか、という問題を見ていく必要がある、といふ。

また、後漢時代は次の六朝社会形成の過渡期でもある。それゆえ後漢時代の性格、位置付けを把握するためには、六朝時代への展望も必要となる。川勝氏らによつて、六朝貴族の源流は後漢末期の知識階級Ⅱ「清流」であることが明らかにされたが、では清流は後漢中期以降いかにして中央官界の主要勢力となつていくのか。これは、中期社会構造を生み出した前期の政治状況も踏まえ、政治過程に即して明らかにせねばならない、といふ。

かかる視点から、著者は本書の課題を次の三点におく。第一に、後漢時代二百年の政治過程を連続的に捉え、皇帝支配の在り方の変容を外戚・宦官による政治権力掌握や儒家官僚の政治活動との関連の下に明らかにすること。第二に、後漢社会の変質過程を、共同体論との関連で明らかにすること。第三に、豪族がいかにして皇帝支配体制を変質させ、政治的支配者層に転成していくか、またその過程で後漢国家の性格に変質が認められるか否か。

ところで本書は、基本的には著者の代表的な既発表論文をもとにまとめられたものだが、第四章第二・三節、第五章第一・二節は新たに書き下ろされている。この両章は、後漢政治史を特徴づける外戚・宦官・儒家官僚三者が政治勢力として成熟する重要な時期を描いており、本書の中心ともいふべき所である。この三者の関係が、後漢政治史の大枠を提供する狩野直禎氏の近著『後漢

政治史の研究^④では詳細にされていない、と著者は批判する。すなわち、狩野氏は儒家的教養を身につけた「礼教派」を反外戚と規定するが、外戚と儒家官僚が協同関係にあった時期からどのように対立関係へと変化したのかという具体相が明確でない。また狩野氏は「地方」豪族出身者が中央政界に進出してきたとするが、進出が可能になった中央政界の状況が明らかでない、と批判する。この辺りに著者の本書に対する力点がみえよう。

以上のような課題を念頭において、本書の概略をみていこう。本書の構成は以下のとおりである。

まえがき

序章 後漢時代の研究状況と課題

第一章 前期三代の統治と郷里社会

第二章 貴戚政治の成立

第三章 儒学の普及と知識階層の形成

第四章 貴戚政治の展開と儒家官僚

第五章 地方社会の変容と豪族

第六章 党 錮

終章 後漢時代の政治と社会

あとがき

光武帝・明帝・章帝の前期三代皇帝期は、安定、平和、繁栄といった印象がある一方で、後の沈滞や矛盾の萌芽を宿した時代でもあるという。第一章では、三皇帝の政治の在り方とこの時期の郷里社会の状況を次のように描く。

外戚王莽の篡奪という経験から、光武帝は諸功臣・外戚への権力集中を抑え、法による皇帝一元支配の樹立を図る。明帝はこの

統治理念を徹底し、より法治主義的な政治方針をとる。ところが章帝の時期になると、明帝の厳切な政治方針に反発する儒家官僚が官界に重きをなし、王朝安定策として寛和主義が採用される。このため章帝は、儒学の、親族を重用する「親親主義」をとり、

光武帝明帝期にはみられなかった外戚厚遇が生まれた。外戚統制は続いていたが、ここに外戚専権の基礎が形成されつつあった。地方統治においては、國家財政の基盤を確立し、地方社会の秩序の安定を図った。豪族は、強固な皇帝支配とそれを背景とした

地方官による弾圧のため未だ自立は出来なかった。ただし國家が豪族を弾圧するのは、彼らが領主的な支配を郷里に及ぼそうとし、王朝権力の基盤となる民の存立を脅かす場合である。そこで豪族は郷や里の秩序に依拠しつつ、自己の経営拡大、地方統治や郷里社会に対する規制力の強化を図った。すなわち、この時点では豪族勢力はかろうじて抑止されていたが、同時に伸長していく可能性を孕んでいたのである。

第二章では、史籍に見える「貴戚」という語が、後漢期に恒常的に政治権力の担い手となる外戚集団を含むため、貴戚の語の歴史的な意味を明確にして、貴戚の政治上の位置、役割について考

える。その上で後漢最初の貴戚政治の成立事情を探る。まず語の用例を検討し、貴戚は、皇帝の寵遇・信任を被り、列侯以上の爵位を有する帝室の感属と規定する。そして、従来は外戚が中心となる政治形態を「外戚政治」と表すが、世代的血縁的に幅広い範囲を含む外戚では、政權掌握の主体を示す語として適

当でない。また、政權掌握の主体としての在り方や政治形態の漢代的特質を表現する語としても充分でない、という。そこで「外

威政治」を含んだ「貴戚政治」なる語で、貴戚が皇帝の輔佐として政治の実権を掌握する政治形態を表したい、と提唱する。

次に、『漢書』の作者班固と外戚竇氏との結び付きにスポットをあて、後漢最初の貴戚政治の成立要因を探る。班固の出身地である三輔地域の人士は、前漢期には代々官僚を出した名家であったが、王莽敗亡後の混乱で光武帝への帰順が遅れた。それゆえ早くから光武帝に附従した南陽、潁川、汝南出身の人士が要職を占める官界への進出は困難であった。そこで三輔人士勢力は竇氏という前漢以来の名家、貴戚を押し上げて官界進出を目指した。この点に竇氏専権成立の一つの原因が求められるのではないかと述べる。

第三章は、六朝の貴族は漢代から形成されてきた知識階級Ⅱ士大夫層を地盤として成立した、とする川勝氏の所論^⑤を受けて、かかる知識階級がいかに形成されるかという具体相を追求する。

まず教育制度に目を向け、史籍に見える「諸生」を通して、知識修得者の実態や知識修得の過程を明らかにする。次に、諸生の勉学条件や出身階層を検討し、官僚、豪族はもとより小農民層出身諸生も多く、彼らが諸生遊学盛行を支えていたとみる。また制度面からみると、王莽期における地方社会での教育制度の整備が諸生遊学の一層の盛行をもたらしたという。その結果、諸生出身者が全国的に郡県の府廷に存在し、地方政治を担当するようになる。そして彼らが各地域において儒学を教授するため、地方の教育環境や水準が整備・向上し、全国的な拡がりをもった知識階層形成の推進力となった、とする。

ところで後漢中・後期は、第二章で見た貴戚政治が更に展開し、

それとの関わりで宦官が次第にその勢力を増大させた時期である。また同時に第三章で見た儒家的教養を身につけた人士の政治活動も活発になる。ここにおいて、貴戚・宦官・儒家官僚三者の鼎立と抗争という後漢中・後期政治史の勢力配置図式が次第に明確さを増していく。そこで第四章では、これら三者の関係を中心に、安帝期から桓帝期までの中央政界の状況、儒家官僚の動向などを考察する。

安帝期の鄧氏専権は、鄧皇太后の死までの十六年間にわたる長期政権であった。かかる長期維持を可能にした理由の一つとして、当時の政界に鄧氏専権を支持する勢力があったことを挙げる。名望のため、また地方豪族の地域支配力を利用するために、鄧氏は地方の人士を辟召し、自らの政権の基礎を確固たらしめようとした。一方、後漢初以来南陽・潁川・汝南出身人士が官界において優位に立ったため、それ以外の地方人士にとって、官界進出のためには貴戚に依拠せねばならなかった。こうして貴戚と地方人士の思惑が一致し、鄧氏専権が成立した、と分析する。

順帝期の初めは、「礼教派」人士が数多く官界に進出し、比較的清平な治政をもたらしたが、その人の中には鄧氏専権下に辟召、推挙された地方人士も多かった。彼らは順帝即位に伴って台頭してきた宦官らの政治勢力を批判する。そして自らの政治理念を実現する必要性から、反目していた後漢初以来の先進地域の人士達と結束し、強固な政治勢力を形成し始める。

さらに桓帝期には、選挙請託をめぐり貴戚梁冀の専権を批判すること、全国各地から進出する地方人士（儒家官僚）が政治勢力Ⅱ清流を形成する。鄧氏専権以降、儒家官僚との提携が不可欠

であった貴戚政治は、ここにおいて權威が相対化し克服が進行したのである。梁氏敗亡後は宦官が勢力を伸ばし、儒家官僚の批判は宦官の意のままの皇帝の在り方に移る。彼らは皇帝の恣意を許さず、儒家官僚によって輔佐される皇帝政治を実現しようとした。これを嫌忌する皇帝は、儒家官僚の政治的拠点である尚書を經由せず宦官によって詔令を発し、後漢初期とは全く異なる独断的政治構造をとった。この段階で豪族出身官僚らの豪族連合国家体制への志向が生まれた、と論ずる。

こうした儒家官僚の勢力増大には、後漢政府が地方名士を官僚として登用する体制に転換せざるを得なくなった状況が背景にあるという。この中央官界に進出していく地方豪族について、地域社会の変容との関わりから次の第五章でより深く検討する。

和帝安帝期の地方統治方針は寛和策・礼教的徳治主義であり、地方官が、貧民の賑恤や秩序維持に豪族の社会的勢力を利用する、前期とは異なる傾向がみられる。地方官が関与した地域の水利政策が、和帝期から安帝期へと次第に衰退していることなどから、豪族の自立化、地域支配力の増大が進んでいる状態を読み取り、これが地方統治方針の変更の原因と推測する。さらに、礼教的徳治主義も、豪族の成長によって規制されて生まれてきたのではないかとする。つまり、経済的社会的な力を獲得した豪族出身の諸生・儒生が郡県の掾史層を独占し、豪族を中心にした地域的知識階級Ⅱ士大夫サークルを成立させる。それら「諸儒」と太守との共同による地方社会統治の儒家的イデオロギーこそが、礼教的徳治主義に他ならない、という。

順帝桓帝期には、皇帝権を背景とした地方官の豪族層に対する

統制力は弱化し、梁氏親党から任命された地方官、梁冀誅殺後は宦官系の地方官の侵奪・横暴が目に見えるようになる。もはや皇帝権は私権化され、小農民保護育成策は放棄された。この結果、豪族の郷里社会の主宰者の性格が強まり、地域社会が皇帝支配から相対的に独立しつつあった、とする。このように、和帝安帝期から順帝桓帝期へかけて中央と地方との関わりが変化し、前期三代のそれとは全く異なっていくという視点は、第四章と並んで重要な指摘である。

こうした地方社会では、儒学を修得した士大夫と呼ばれる知識人の階層が徐々に形成され、それら士大夫層から中央官僚や州郡吏が任用される傾向が一段と強まる。それゆえ、「非士大夫豪族」は貴戚や宦官に対して中央・地方の官僚への請託を依頼するようになる。一方、「士大夫豪族」は地方において「士大夫サークル」を形成し、郡県掾史やその右職を占めて郷論を統制し、選挙権を實質上掌握して中央官界進出へのルートⅡ「察掾体制」を独占した、と論ずる。ここで規定された用語は以下の行論の土台となる。

第六章は、六朝貴族制の源流としての党錮の歴史的意味を追求した川勝論文を中心に整理し、川勝氏のいう、党人と逸民の人士の志向する「共同体冀求運動」をとりあげ検討する。また川勝氏の、知識階級Ⅱ清流が儒教的イデオロギーから隠逸的イデオロギーに転換した、という説に対し、なぜ清流がそのような転換を迫られたのかという問題を考察する。

清流勢力とは知識階層を構成し、州郡の属吏や中央官僚となるべき、また現にそうである人々Ⅱ士大夫の政治的結合体である。

清流は濁流の選挙請託を非難するが、これは第五章でみた「察掾

体制」を維持するための非難で、豪族が豪族本来の力による支配を貫徹しようとしたものである。かかる支配の貫徹が党人(清流)の共同体への志向であった。一方、清流への参加を拒否し、濁流派のみならず清流派をも批判した逸民的人士は、豪族の支配下に喘ぎ、崩壊の危機にある郷里社会を郷里の人々との協同の下に再編せん、と新たな共同体を志向した。すなわち、党人と逸民的人士が志向した共同体は異なることを指摘する。

ところが、党錮によって清流派の儒家理念は完全に破砕され、宦官に結託した濁流豪族の横暴と黄巾の乱の勃発により、清流豪族は否応無しに「邑里と之を共にする」という在り方を取らざるを得なくなる。これが川勝氏のいう隠逸のイデオロギーへの傾斜であり、この転換により清流豪族は郷里の支持を受け、官僚として貴族化し、魏晋国家を創り上げていった、という。川勝氏が、清流が自覚的に隠逸のイデオロギーへ転換したと捉えるのに対し、著者は政治的敗北と民衆の抵抗運動によって否応無しに転換した、と捉えている。

最後に終章で、これまでの考察を整理しつつ、魏晋南北朝時代への展望を示す。

まず貴戚政治成立は、現実的には帝室と皇后・皇太后一族との協同、相互扶助的互恵的な政治同盟によるものであるが、貴戚の権力掌握、一族保全への意欲によっても生じるのではないかとする。更に、従来の後漢の貴戚も一種の貴族とする説を見直し、貴戚の高貴性の根拠は皇帝の感厲者たることによるもので、政治的発言権は一時的に過ぎず、郷里社会に根差した六朝貴族とは異なる、と主張する。そして貴戚政治は、儒家官僚達が皇帝権のあ

るべき姿を求めて批判し、その克服に努めたため、後漢時代で終焉する、という。

この儒家官僚の出身母胎は郡段階での士大夫豪族層によるサークルにあり、それを基盤として彼らは全国的なサークルを結成する。この全国的士大夫団が、九品官人法によって生み出される六朝貴族の社会的母胎となった。そして、これらの背景となる郷里社会は、戦国期以降の父老的里共同体から、前漢元帝期には豪族的里共同体へ、後漢中期には魏晋期につながる豪族共同体へと変化することを主張する。

以上、本書の概略をおつてみた。本書の価値はなによりも、後漢時代そのものを重点的に扱った専著が少ない中で、後漢一代での地方社会と国家の変化を関連づけて精密におつたことにある。著者があとがきにおいて今後の政治上の課題とみる、王莽政権の位置付け、儒道仏三教の受容と展開、漢民族と周辺民族の交渉史等の解明のための、一つの重要な基礎が本書によって構築されたといえよう。

ここで、本書に対する評者の見解を若干示してみたい。

まず本書の特色の一つ、貴戚政治の提唱であるが、貴戚という語は内外戚双方を含み、提唱される貴戚政治と従来の外戚政治とは、含まれる政治形態の範囲が異なってくる。すなわち貴戚政治は、従来の外戚政治の範疇に入らない部分を含む政治形態ということになる。この点著者は、「昭帝期に蓋長公主(昭帝の異母姉)が燕王旦(昭帝の異母兄)や外戚上官氏(娘が昭帝の皇后)と結んで政治に介入したり、後漢明帝即位当初東平王蒼(明帝の

同母弟)が輔政の任に就いたことなど、内戚が政治に関与することもあり得た」と一つの解決策を示す。しかし彼らは政權掌握の主体とはなっていない、つまり政治の実権を握っていないのである。確かに著者は、貴戚政治は外戚政治をも内包したものと述べている。だが、貴戚政治の語が意味する独自の政治形態を明確にしなければ、政權掌握の主体としての在り方や政治形態の漢代的特質を表現するのに充分とはいえないのではないだろうか。

次に、第三章第二節で、諸生の出自の検討から小農民層出身諸生が数多く存在した、とみる点について。著者は更に「前漢後半期からの上家下戸制、大土地所有の進展による小農民の没落という事態は一方では否定し難く存在するが、他方では宮々として自らの力を蓄え、諸生をも生み出すほどの余力をもち始めた小農民層も広汎に存在しつつあった、換言すれば漢代社会の全体的富裕化こそが諸生遊學盛行を支えていたのではないだろうか」と述べる。だが私見では、限られた史料から小農民層出身諸生が諸生全体に対して占めた割合を議論するのは難しく、推測の域を脱し得ないと思われる。それゆえ「諸生をも生み出すほどの余力をもち始めた小農民層も広汎に存在しつつあった」「漢代社会の全体的富裕化」についても、別の角度からの論拠が欲しい所である。

また、著者は外戚専権や儒教的理念により皇帝権が相対化され、後漢国家の崩壊につながると一貫して捉えている。終章第一節では、「内藤湖南は、天子に権力が集中した結果、その強化された皇帝権による政治の中から、敵対物たる貴戚政治が生み出されてくると捉えているのであって、それは、皇帝権（これを「皇帝権A」とする―評者）の絶対化から必然的に他者による専権、結果

的には皇帝権（同B）の相対化が歴史的に進行するという論理なのである。」と述べる。しかし、皇帝権Aと皇帝権Bとは次元が異なるのではなからうか。皇帝の意思を政策に反映させるためには皇帝の手足となる官僚機構の整備が必要である。こうして整備された官僚機構は皇帝一人に権力を集中させるため、皇帝が意思表示しなければ動かない。この権力一極集中が皇帝権Aである。したがって皇帝の意思表示が不可能な時は、代わりに意思表示する者が必要となり、外戚専権が生まれざるを得ない。ゆえに、皇帝権力の強化と外戚専権は相矛盾しないものとなる。だが皇帝権Bは、皇帝個人の意思が貫徹するか否かという点で左右されるものである。つまり権力一極集中の体制、皇帝権Aが相対化するのではない。近年、官僚機構の分析から、前漢武帝期以降には皇帝独裁体制への絶えざる志向が存在した、という見解も出されている^⑩。すなわち、皇帝の意思貫徹を実現するための輔翼機能が整備されなければ皇帝独裁体制はあり得ない。逆にたとえ外戚や宦官の掣肘を受けようとも、皇帝の意思として下された命令を

実行し得る体制が整っていれば、それは皇帝独裁体制と呼び得る。評者はかかる視点から「皇帝権」の分析を進められるべきで、皇帝権Aと皇帝権Bを混同して他者勢力の台頭により皇帝権は相対化した、という考えは見直されねばならないと考える。

最後に、著者もあとがきで、理解不足で避けて通った、と述べているが、王莽政權及び赤眉の乱についての論及がどうしても欲しい箇所が多く見受けられた。なによりも、貴戚政治の終着ともいえる外戚王莽の篡奪政權を打倒して生まれた後漢王朝、その王朝で起こった貴戚政治を解明する以上、王莽政權並びに前漢末の

外戚専権状況との比較は不可欠と思われる。この論及がほとんどが見られないのが残念である。今後のこの時期の研究に期待したい。

なお非常に惜しまれる点は、論旨にさほど影響はないが、若干誤字がみられることである。特に例を挙げると、一九九頁四行目の寶氏は、鄧氏であろう（旧稿は鄧氏となっている）。

以上思いつくままに評者の見解を述べさせてもらった。しかし、評者は初学の身ゆえ非力のため、読み誤りや、見当違いな箇所も多々あるかと思われる。この点著者のご海容を願う次第である。

- ① 川勝義雄・谷川道雄「中国中世史研究における立場と方法」（中国中世史研究会編『中国中世史研究』東海大学出版会 一九七〇年）。
- ② 多田洞介『後漢ないし魏晋期以降中国中世』説をめぐって（『歴史学研究』四二二号 一九七五年）、河地重造「王莽政権の出現」（『岩波講座世界歴史』古代四 一九七〇年）。
- ③ 川勝義雄「シナ中世貴族政治の成立について」（『史林』三三卷四号 一九五〇年）「漢末のレジスタンス運動」（『東洋史研究』二五卷四号 一九七七年）。後『六朝貴族制社会の研究』（岩波書店 一九八二年）に兩論文再収（前者は「貴族政治の成立」と改題）。
- ④ 同朋舎出版 一九九三年。

⑤ 註③参照。

⑥ 註③参照。

⑦ 大庭脩「漢代の貴族」（『公家と武家 その比較文明的考察』思文閣出版 一九九五年）では、漢初と後漢末の貴族では態容が随分違う、と漢代の貴族の変遷について論じられている。そこでは、爵位列侯以上を貴族とみなしており、著者のいう貴戚と重なりあう面がみられる。

⑧ 内藤湖南『支那上古史』（『内藤湖南全集』第十卷 筑摩書房所収）を終章にて引用。

⑨ 傍点は評者が便宜上つけたものである。以下同じ。

⑩ 藤田高夫「前漢後半期の外戚と官僚機構」（『東洋史研究』四八巻四号 一九九〇年） 註⑦大庭論文では、武帝から後漢中期までの期間を「漢代盛期」と称し、「この時期は、皇帝は唯一最高の権力者として君臨し、その皇帝権に寄生する集団が政権を所有している」と述べている。なお、この皇帝権の問題について、著者は第二章第一節の注④において指摘している。

（A5判 三五三頁 索引七頁 一九九五年一月 名古屋大学出版会 八七五五円）

（京都大学大学院修士課程